

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 1 月 30 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600991号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600341号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年6月9日の標準賞与額を120万円、平成18年6月16日の標準賞与額を119万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年6月9日及び平成18年6月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月9日及び平成18年6月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月9日  
② 平成18年6月16日

A社に勤務した期間に支給された請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。賞与の振込が確認できる預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写し並びにB社から提出された「2005年6月賞与台帳」により、請求者は、A社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、120万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写し並びにB社から提出された「2006年6月賞与明細書」により、請求者は、A社から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、119万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600993号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600342号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月29日の標準賞与額を2万5,000円、平成16年7月30日の標準賞与額を33万円、同年12月29日の標準賞与額を33万円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日、平成16年7月30日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月29日  
② 平成16年7月30日  
③ 平成16年12月29日

A社に勤務した期間に支給された請求期間①、②及び③の標準賞与額の記録がない。給与支給明細書で賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る「給与支給明細書2003年12月分賞与」、「給与支給明細書2004年7月分賞与」及び「給与支給明細書2004年12月分賞与」により、請求者は、請求期間①、②及び③において、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月29日は2万5,000円、平成16年7月30日は33万円、同年12月29日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①、②及び③の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600946号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600340号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月1日から昭和58年8月1日まで

A社における厚生年金保険の資格取得年月日は昭和58年8月1日となっているが、同社には昭和56年12月から勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に加入記録があり住所が判明した5人に照会したところ、請求者を記憶している二人の同僚の回答により、期間は特定できないものの、請求者は昭和57年3月頃から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記二人の同僚は、A社における入社日は、厚生年金保険の資格取得年月日より前であり、自身は入社と同時に厚生年金保険に入っていない旨陳述している上、いずれも当該期間に係る給与明細書は保有していないものの、そのうちの一人は、当該期間において、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う旨陳述している。

また、A社の請求期間当時の事業主は、従業員の職務経験等の状態を見て厚生年金保険に加入させていた旨、また、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保有していないため、請求者の請求期間に係る保険料控除については不明であるが、厚生年金保険に加入していない従業員から厚生年金保険料を控除することはない旨陳述している。

さらに、請求者の雇用保険に係る支給台帳全記録照会によると、請求者は、請求期間と一部重複する昭和56年7月20日から昭和57年1月15日までの期間について、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間当時の社会保険事務及び給与計算担当者であったと記憶する同僚は、所在が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600940号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600343号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月16日から昭和63年4月1日まで  
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。  
A社では、1週間に33時間以上勤務していたため、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る「人事記録(乙)」により、請求者は、A社において昭和62年1月16日に非常勤C職として採用されたことが確認できるものの、B社から提出された請求者に係る昭和63年分の職員別給与簿により、同年3月17日に支払われた給与(計算期間は、昭和63年2月1日から同年2月29日まで)が請求者に支払われた最後の給与であることが確認できることから、請求期間のうち、昭和63年3月1日から同年4月1日までの期間については勤務を確認することができない。

また、請求期間当時は、1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の概ね4分の3以上の者は、厚生年金保険に加入する取扱いとされているところ、B社の事業主は、請求期間当時の常勤C職の所定労働時間は1週間に44時間(概ね、月176時間)であった旨回答していることから、その4分の3は33時間となる。

さらに、B社から提出された請求者に係る「人事記録(乙)」により、請求期間における請求者の雇用形態は、1週間の勤務が33時間以内の非常勤C職であることが確認できるところ、上記「人事記録(乙)」及び同社から提出された請求者に係る昭和63年分の職員別給与簿により、請求者の1か月の所定労働時間は56時間(概ね、週14時間)程度であり、常勤C職に係る所定労働時間の4分の3に満たないことが推認できる。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、同社から提出された請求期間の



一部期間となる請求者に係る昭和 63 年分の職員別給与簿(昭和 63 年 1 月から同年 3 月支給分)において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。